

東久留米市公式動画チャンネル運用要領

令和2年10月2日

(目的)

第1 この要領は、東久留米市（以下、「市」という。）がYouTubeを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google社が運営するインターネット上の動画共有サービスのことをいう。
- (2) 公式動画チャンネル 市がYouTubeに投稿した動画の再生リストをいう。
- (3) アカウント 公式動画チャンネルを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) 運用方針 公式動画チャンネルの運用方針や取り決めをいう。
- (5) 再生リスト 投稿した動画を集めて表示する機能のことをいう。
- (6) コメント 市の投稿について、利用者から投稿された感想、意見等をいう。
- (7) 高評価・低評価 市の投稿について、利用者が共感・反感したことを表すことをいう。
- (8) 共有 市の投稿について、その内容を利用者が他の利用者に共有することをいう。

(運営主体)

第3 公式動画チャンネルの運営主体は市とし、アカウントの管理及び投稿の発信は秘書広報課が行う。

2 表示名は東久留米市公式動画チャンネルとする。

(運用者の明示)

第4 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式動画チャンネルの表示名を市ホームページ上に明示するものとする。

2 市の公式動画チャンネルは秘書広報課が管理するアカウントのみとする。

(運用方針の策定)

第5 公式動画チャンネルの運営主体及び発信する内容、発信方法について運用方針を策定するものとする。

(掲載内容)

第6 公式動画チャンネルで、次に掲げるものを投稿するものとする。

- (1) 市または市の指定管理者が実施する事業・イベント等
- (2) 市から何らかの手段で市民等に情報提供したもの
- (3) その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(制限事項)

第7 他のアカウントに対しコメントは行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等のアカウント又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 公式動画チャンネルに投稿されたコメントに対して回答は行わない。ただし、秘書広報課長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 他のアカウントへの高評価及び低評価並びに共有は行わない。ただし、秘書広報課長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 4 他のアカウントのチャンネル登録は行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等のアカウント又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8 公式動画チャンネルに記載するリンクのリンク先は、原則として市ホームページのみとする。ただし、行政機関及び公共的機関等のホームページ又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。

(停止又は削除)

第9 市は、運営が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記し、公式動画チャンネルを速やかに停止または削除するものとする。

(その他)

第10 この要領の実施について必要な事項は、秘書広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。